

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年1月29日

奈良県知事
山下 真 殿

住 所
奈良県桜井市大字川合260番地の2
桜井市商工会 会長 菅生 康清

住 所
奈良県桜井市大字栗殿432番地の1
桜井市 市長 松井 正剛

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：岡村 和彦

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

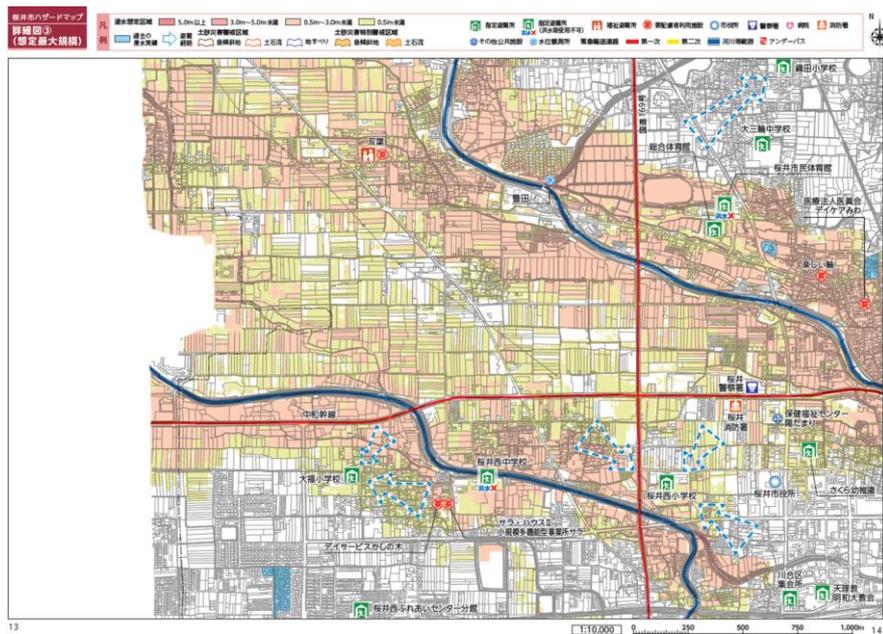
【桜井市の位置及び地理的特性】

- ・桜井市は、奈良県奈良盆地の中央東南部に位置し、市の中心部は東経 135 度 51 分、北緯 34 度 31 分にある。市域は東西約 11.9 キロメートル、南北約 16.4 キロメートル、総面積は 98.91 平方キロメートルで、奈良県総面積の約 2.7% を占めている。交通・立地面では、県庁所在地である奈良市まで約 20 キロメートル圏内（概ね 30 分圏内）、大阪市までは約 40 キロメートル圏内（概ね 1 時間圏内）に位置している。
- ・地形的には、市の西部及び北部は比較的平坦な田園地帯が広がっており、桜井駅及び三輪駅周辺、並びに国道 165 号沿線を中心に市街地が形成されている。一方、南部から東部にかけては竜門山地が連なり、市域全体の約 60% を山間部が占めている。これら山間部は冷涼な気候条件を有しており、素麺や蕎麦等の農産物生産が行われている。
- ・市内には大和川の源流域にあたる初瀬川、栗原川、寺川、米川、巻向川などの比較的小規模な河川が流れており、地形や河川条件を踏まえた水害・土砂災害への備えが重要となっている。

(洪水：ハザードマップ)

当市が公表している洪水ハザードマップ（抜粋）によると、河川沿いの一部地域においては浸水深 3.0 メートルを超える浸水が想定されているほか、市街地に形成されている商業地域の広範囲においても浸水深 0.5 メートル以上の浸水が想定されている。

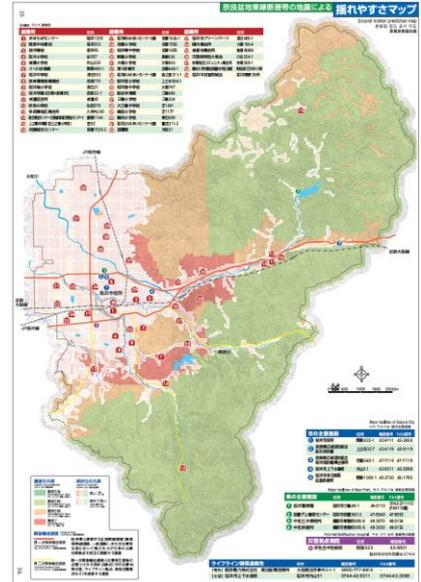
これらの浸水想定区域には、素麺製造業や食肉加工業をはじめとする食品製造業が集積して立地しており、洪水発生時には、製造設備や原材料の浸水、操業停止、物流機能の停滞等による事業活動への重大な影響が生じるおそれがある。このため、当該地域に立地する中小企業者に対しては、洪水リスクを踏まえた事前の事業継続対策の重要性が高い。



(土砂災害：ハザードマップ、県土木事務所マネジメント部砂防・災害対策課)

当市が公表しているハザードマップによると、山間部に位置する上之郷地区、初瀬地区及び多武峰地区一帯は、地滑り等の土砂災害が発生するおそれのある区域に該当している。これらの地域には、観光業及び林業関連事業者が多く集積しており、土砂災害の発生時には、事業用施設や観光資源への被害、道路寸断による来訪者の孤立や物流の停滞等、事業継続に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

また、当該地域の山裾を中心に、土砂災害警戒区域が市内で962箇所指定されており、その内訳は急傾斜地崩壊危険箇所が544箇所、土石流危険渓流が393箇所となっている。このことから、山間部に立地する事業者においては、土砂災害リスクを十分に認識した上で、避難体制の整備や事業継続に向けた事前対策を講じる必要性が高い。



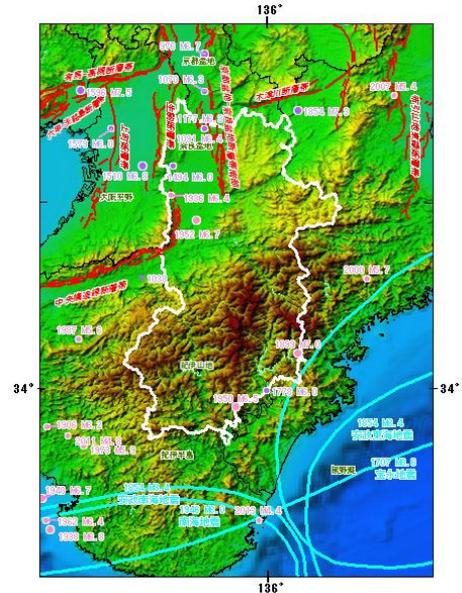
(地震：ハザードマップ、地震調査研究推進本部事務局)

当市において、事業活動や地域経済に大きな影響を及ぼすと見込まれる主な地震は、以下のとおりである。

① 奈良盆地東縁断層帯地震（内陸活断層地震）

奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震が発生した場合、市西部及び北部の比較的平坦な田園地帯においては、震度7の強い揺れが想定されるとともに、液状化現象の発生が懸念されている。一方、市東部及び南部の山間部においては、震度5強から震度6強程度の揺れに加え、斜面崩壊や土砂崩れ等の土砂災害が発生するおそれがある。

本地震の30年以内の発生確率は最大5%とされており、海溝型地震と比較すると確率は低いものの、「我が国の主な活断層の中では高いグループ」に属すると国の地震調査研究推進本部により評価されている。内陸活断層地震であることから、震源域周辺では局地的に非常に強い揺れが生じ、建物の倒壊や設備の損壊、人的被害が甚大となる可能性が高い。これにより、事業所の操業停止や生産能力の低下、サプライチェーンの分断、従業員の出勤困難などが発生し、地域の事業者の経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。



② 南海トラフ巨大地震（海溝型地震）

南海トラフ巨大地震については、30年以内の発生確率が60%から90%と極めて高く、当市においても震度6強程度の揺れが想定されている。また、本地震は長周期地震動を伴うことから、耐震性の低い建物や設備への影響が懸念される。

さらに、被害は県内にとどまらず全国的な広域災害となることが想定されており、周辺

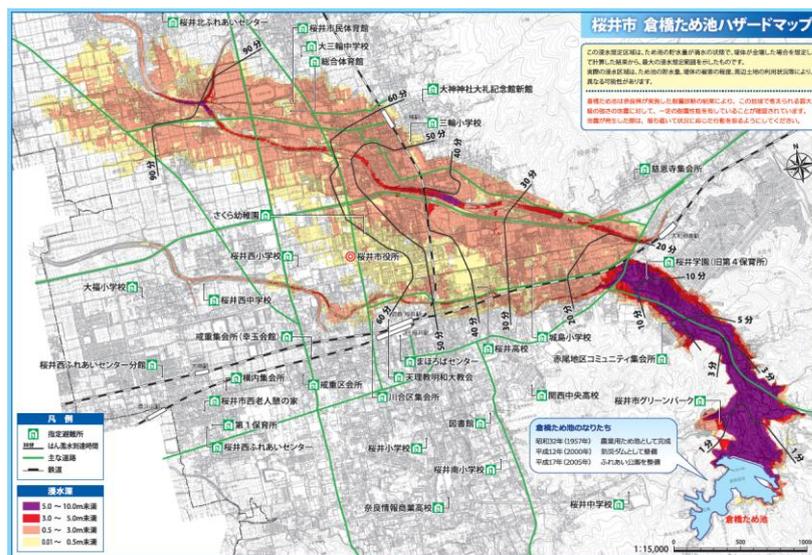
自治体や都市部からの迅速な応援が困難となる可能性がある。加えて、電力・水道・通信等のライフラインの停止や、サプライチェーンの寸断により、中小企業の事業活動の継続が著しく阻害されるおそれがある。

(その他の災害リスク)

当市の大和川流域においては、これまでも度重なる水害が発生しており、地域の生活及び事業活動に影響を及ぼしてきた。特に、平成30年7月豪雨においては、大雨に伴う洪水及び土砂災害等により、市内の広範囲で甚大な被害が発生した。この豪雨災害では、人的被害に加え、住家被害が14棟に及ぶなど、地域経済や事業活動に深刻な影響を与えた。

また、内水氾濫については、台風や集中豪雨の発生時に繰り返し確認されている。内水氾濫は、谷底低地に限らず、台地部に形成された浅い谷や凹地沿いにおいても発生する特性があり、局地的な降雨条件によっては市街地における浸水被害を招くおそれがある。河川改修の進展により、氾濫リスクが低減した地区も見られる一方、未改修区間が残されている地区においては、依然として浸水リスクが高い状況にある。

さらに、下記に示す浸水想定区域は、倉橋ため池の貯水量が満水の状態において、堤体が全壊した場合を想定し、最悪の条件下で算定された最大浸水想定範囲を示したものである。なお、倉橋ため池については、奈良県が実施した耐震診断の結果、当該地域で想定される最大級の地震動に対しても一定の耐震性能を有していることが確認されているが、万一の事態に備えた事前の警戒及び事業継続対策が求められる。



(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等の感染症は、概ね10年から40年程度の周期で出現し、これまで世界的規模で大きな流行を繰り返してきた。これらの感染症は、国民の多くが免疫を有していない状態で発生することが多く、全国的かつ急速にまん延する特性を有している。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行に見られるように、感染拡大時には、当市においても市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすのみならず、従業員の欠勤増加や事業所の操業制限、需要及び供給の停滞等により、中小企業の事業継続に深刻な影響を与えるおそれがある。

また、近年は、デジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃による情報漏えい、システム停止、業務の長期中断等のリスクが増大している。特に、中小企業においては、情報セキュリティ対策が十分でない場合も多く、サイバー攻撃を受けた際には、顧客情報の流出や信用の失墜、事

業活動の停止など、経営に与える影響が甚大となる可能性がある。

このため、感染症やサイバー攻撃といった自然災害以外のリスクについても、事前の備えや事業継続体制の整備が不可欠であり、本市及び関係機関による計画的な支援が求められる。

(2) 域内の商工業者の状況

【桜井市の産業大分類別従業者数および事業所数】

令和6年時点で、管内の商工業者数は1,959者、小規模事業者数は1,574者となっている。産業分類別に見た事業所数は、多いものから順にサービス業(642社)、小売業(353社)、製造業(249者)、飲食・宿泊業(243者)、建設業(188者)で、小規模事業者数は商工業者数全体の80%を占めている。

産業分類	商工業者数								小規模 事業者数
	建設	製造	卸売	小売	飲・宿	サービス	他	合計	合計
事業所数	188	249	96	353	243	642	188	1,959	1,574

(出典：令和6年度 商工会実態調査)

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・本市では、事業継続力強化支援計画の策定にあたり、災害発生時における市内事業者への影響を的確に把握するとともに、重点的に支援すべき対象を明確化することを目的として、関係機関との連携体制を構築した。具体的には、本市商工振興課及び危機管理課、並びに桜井市商工会による連絡会議を開催し、本市における災害リスクの検討や支援の方向性について協議を行った。
- ・平時からの防災対策の強化を図るため、「桜井市地域防災計画」の策定を行うとともに、同計画に基づく防災訓練を継続的に実施している。
- ・感染症等の発生時においても市内事業活動の継続を支援できるよう、「桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、危機発生時における迅速かつ適切な対応体制の整備を進めている。

② 当会の取組

- ・当会では、事業継続力強化支援計画に基づき、市内事業者の災害対応力及び事業継続力の向上を目的として、段階的かつ継続的な支援に取り組んできた。
- ・桜井市が提供するハザードマップを活用し、地震・風水害等の自然災害リスクについて事業者への周知を行った。特に、本市の主要産業である製麺業においては、多くの事業者が大和川に隣接する三輪地区に所在していることから、水害発生時における事業継続力強化の必要性について重点的に啓発を行った。
- ・リスクへの備えを実効性のあるものとするため、損害保険会社と連携し、事業者に対する損害保険の加入促進を行うとともに、金融機関と連携して、災害時に必要となる資金確保等のリスクファイナンスに関する注意喚起を実施した。
- ・事業継続力強化に関する理解促進を図るため、事業継続力強化計画やBCP等の国の施策をテ

ーマとしたセミナーを開催し、制度内容の周知及び計画策定の必要性について啓発を行った。

- ・事業者の実情に即した支援として、市内事業者を対象に個別訪問による BCP の策定支援及び見直し支援を実施した。また、BCP を既に策定している事業者に対しては、計画に基づく訓練の重要性について周知するとともに、訓練を実施した事業者に対しては、その結果を踏まえた計画の見直しを支援した。

③ 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・当会では、事業継続力強化支援計画に基づき、市内小規模事業者の事業継続力向上を目的として、以下の取組を実施している。
- ・市内小規模事業者を対象に個別訪問を行い、事業者 BCP の新規策定に係る指導・助言を実施し、5 者に対して支援を行った。
- ・既に事業者 BCP を策定している事業者については、個別訪問による計画内容の見直しに係る指導を実施し、3 者に対して支援を行った。
- ・事業継続力強化に関する理解促進及び取組の底上げを図るため、事業継続力強化計画や BCP 等をテーマとしたセミナーを年 1 回開催した。
- ・災害時における経営リスクの低減を目的として、損害保険会社と連携し、事業者に対する損害保険への加入促進を行い、3 者が加入又は加入検討に至った。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

① 市内小規模事業者における事業継続力強化の取組状況の把握不足

市内小規模事業者において、事業継続力強化計画や BCP の策定状況、災害対応への取組の進捗について、体系的な把握が十分にできていない。そのため、事業者の実情に応じた効果的な支援内容の検討や、優先順位付けが困難となっている。

② 地域の自然災害等リスクに関する関係機関間の共有・検討不足

地域における自然災害等のリスクについて、当会と当市関係部署との間で十分な情報共有及び意見交換が行われておらず、リスク認識や支援の方向性について共通理解を十分に形成できていない状況にある。

③ 本計画を実行するための人的体制及び専門性の不足

本計画の実行にあたり、保険・共済や資金繰り等に関する助言を行うことができる当会経営指導員等職員の人員が限られている。また、防災・減災や事業継続力強化に関する専門的知識が十分に蓄積されておらず、事業者に対する継続的かつ高度な支援体制の構築が課題となっている。

【対策】

① 事業継続力強化の取組状況の把握

市内小規模事業者における事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ホームページに掲載されている事業継続力強化計画の認定事業者一覧を活用するとともに、当会会員を対象としたアンケート調査及び個別の聞き取り等を実施することにより、体系的な把握に努める。

② 関係機関との連携体制の強化及び計画内容の見直し

当市危機管理課、商工振興課及び当会により、年 1 回の協議会を開催し、本計画におけ

る地域の災害リスクの認識共有及び事業者支援の方針について協議・決定する。併せて、計画の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適切なタイミングで本計画の見直しを行うこととする。

③ 専門的助言体制の補完及び職員的能力向上

保険・共済、資金繰り支援、防災・減災等に関する専門的な助言を行う当会経営指導員等職員の不足については、保険会社、信用金庫、中小機構等の関係支援機関と連携し、事業者向けセミナーの開催や専門家派遣を活用することにより対応する。加えて、当会職員を対象とした研修会や勉強会を定期的で開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努め、支援体制の強化を図る。

3 目標

- ・本計画においては、地区内小規模事業者に対し、自然災害等のリスクを的確に認識させるとともに、平時からの事前対策の重要性について周知を図り、市内全体の事業継続力の底上げを目指す。
- ・市内の主要産業である製麺業が多く集積する三輪地区及び、地域経済圏の中心である桜井駅南側地区については、重点支援地区として位置付け、当該地区の小規模事業者を面的に支援することにより、サプライチェーン及び地域経済機能の維持・強化を図り、その効果を市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・市内小規模事業者における事業継続力強化計画（BCP）の策定状況が、現時点では低い水準にあることを踏まえ、事業者BCPの策定・見直し支援を中心に取り組むとともに、被災時における事業継続力の向上を目的として、損害保険の加入等によるリスクファイナンスの取組を併せて促進する。
- ・これらの方針に基づき、以下の具体的な目標を設定し、計画的に取り組むこととする。

【数値目標】

- ・年5者に対して、事業者BCPの策定又は見直しに係る支援を実施する。
- ・市内の主要産業である製麺業の小規模事業者におけるBCP策定件数を3件とする。
- ・地域経済の中心である桜井駅南側地区の小規模事業者におけるBCP策定件数を3件とする。
- ・損害保険加入等のリスクファイナンスに関する取組を3者に対して実施する。
- ・上記目標の達成に向け、事業継続力強化に関するセミナー及び説明会を年1回開催する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省や自治体と連携し、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況等、事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・各種補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の実践状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を活用し、事業所の立地における自然災害リスクや影響を説明するとともに、以下の対策を助言する。(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済の加入、行政の支援策の活用)
- ・会報、市広報、ホームページ、メールマガジン等を通じて、以下の情報提供を行う。(国の施策の紹介、自然災害リスク対策の必要性、損害保険・生命保険・傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事例の紹介)
- ・経済産業省HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発するとともに、災害発生時の資金繰りへの注意喚起を行う。
- ・専門家を招き、事業継続の取組に関する普及啓発セミナーを開催し、行政施策や損害保険の紹介を行うことで、小規模事業者の事業継続力向上を支援する。

(3) フォローアップ

- ・事業者の防災意識および実践力の向上を図るため、桜井市が実施する防災訓練への参加を小規模事業者に対して積極的に促す。
- ・事業者BCPの策定から3年が経過した事業者に対しては、巡回経営指導等の機会を通じ、被災を想定したシミュレーション訓練の実施や計画内容の見直しについて、指導および助言を行う。
- ・支援を行った事業者について、計画期間の把握および管理を行い、計画期間終了後における計画の再策定および事業継続力強化計画の申請につながるよう、継続的なフォローアップを実施する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌等を活用し、地区内事業者による事業継続力強化に関する優良な取組事例を紹介するとともに、他の事業者への横展開を図る。
- ・同一地域または同一業種等、共通性のある事業者同士のマッチングを行い、連携型事業継続力強化計画の策定支援を通じて、地域全体の事業継続力の底上げを図る。

(5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を締結している損害保険会社に対し、専門家の派遣を依頼し、会員事業者に限らず地域内事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催するとともに、損害保険、生命保険、傷害保険等の各種保険制度の紹介を行う。
- ・同じく連携協定を締結している損害保険会社の専門家と連携し、事業者のリスクファイナンスに関するセミナーおよび個別相談会を実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスターの掲示を依頼するほか、セミナーや相談会等の共催を通じて、事業継続力強化に関する取組の周知および理解促進を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

3 事業継続力強化支援事業の具体的内容

<1. 事前の対策>

令和2年に改定された「桜井市地域防災計画」と本計画との整合性を整理し、自然災害の発生時および感染症の流行時において、迅速かつ適切な応急対策および支援が実施できる体制を平常時から構築する。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ア) 桜井市が作成したハザードマップ等を活用し、浸水想定区域等、自然災害リスクが高いと想定される地区および事業者を抽出した上で、優先的に巡回指導等を実施し、災害リスクに関する啓発を行う。
- イ) 巡回経営指導および窓口相談対応の機会を通じて、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地に応じた自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組について説明を行う。併せて、事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済制度の活用について、制度案内パンフレット等を用いて説明するとともに、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進および効果的な訓練方法について、指導および助言を行う。
- ウ) 事業者のリスク管理状況を簡易的に把握できるチェックシートを作成し、当該シートを活用した診断を実施するとともに、診断結果に基づき、リスク低減に向けた具体的な取組および対策を提案する。
- エ) 会報、広報誌、ホームページおよび SNS 等を活用し、国の支援施策の紹介に加え、リスク対策の必要性、損害保険制度の概要、事業者 BCP 等に積極的に取り組む小規模事業者の取組事例の紹介を行う。
- オ) 事業継続の取組に関する専門家を招へいし、事業者 BCP 未策定の事業者等を対象とした普及啓発セミナーを開催し、防災・減災および感染症対策に関する意識の向上を図る。

■ 防災・減災・感染症対策啓発セミナー（2時間、20名程度）

- ・事業活動に影響を及ぼす自然災害および感染症リスク
 - ・事業者 BCP の必要性
 - ・事業継続力強化計画認定制度の概要
 - ・取組事例の紹介 等
- カ) 専門家を招へいし、上記セミナー参加者および事業者 BCP 策定に意欲のある事業者を対象として、事業者 BCP および事業継続力強化計画の策定を支援するワークショップならびに個別相談会を開催し、自然災害および感染症に対する事前対策の促進を図る。

■ 事業継続力強化計画策定等セミナー（2時間、20名程度）

- ・事業継続力強化計画の概要
 - ・事業継続力強化計画の策定
 - ・事業継続力強化に向けた今後の取組
 - ・個別相談会（策定計画のブラッシュアップ）
- ※ワークショップおよびセミナー内において、桜井市内の小規模事業者による事業継続力強化の取組事例等の共有を図る。
- キ) 必要に応じて、連携する損害保険会社の職員の同行を依頼し、管内小規模事業者に対し、災害時に活用可能な保険商品等について説明を行う。
- ク) 新型コロナウイルス感染症等による事業活動への影響を踏まえ、労務管理上のリスクに対応するためのセミナー、個別相談会や専門家派遣支援を実施する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和12年12月31日までに事業継続計画を作成する。

③ 関係団体等との連携

- ・連携する損保株式会社と奈良県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介、感染症影響による労務リスク対策支援等を実施する。
- ・関係機関（市内の金融機関や各種事業組合等）への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等の実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

④ フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。また、事業者 BCP の啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知を行う。
- ・当会自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、（仮称）桜井市事業継続力強化支援委員会で再協議を行い、定期開催する理事会でその都度計画の見直しを実施する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・新型コロナウイルス感染症 PCR 検査等の実施など感染症発症時の是正処置、その後の予防処置の方法について不測の事態に備え、個別事業所支援時に確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時においては、人命の安全確保を最優先とすることを前提とし、その後、地区内小規模事業者に係る被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関と連携し、必要な応急対策を実施する。具体的な対応手順は、以下のとおりとする。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災直後においては、当会職員の安否確認を行い、本人および家族の被災状況、近隣の家屋や道路等に関する概括的な被害状況、出勤の可否について、可能な範囲で情報収集を行う。
- ・感染症発生時においては、職員の健康状態の確認を行うとともに、事業所内の消毒、職員の手洗い・うがい等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく政府の緊急事態宣言が発出された場合には、桜井市における感染症対策本部の設置および運営方針に基づき、当会として必要な感染症対策を講じる。

■ 安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
桜井市商工振興課	職員：発生後 1 時間以内、緊急連絡網
桜井市商工会	職員：発生後 1 時間以内、SNS 正副会長：発生後 3 時間以内、携帯電話 理事：発生後 1 日以内、電話 会員：発生後 1 週間以内、地区ごとの安否を確認

■ 安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
桜井市商工振興課	課長	主幹
桜井市商工会	事務局長	経営指導員

② 応急対策の方針決定

- ・ 応急対策の方針については、当会事務局長および当市商工振興課長が協議の上、被害状況および被害規模に応じて決定する。なお、豪雨等により職員自身の目視で生命の危険を感じる状況にある場合には、出勤を控え、各職員が自らの安全確保を最優先とし、警報解除後に出勤するものとする。
- ・ 職員全員が被災するなど、通常の体制による応急対策の実施が困難な場合に備え、代替的な役割分担および対応方法についても、あらかじめ整理しておく。
- ・ 地区内の概括的な被害状況については、発災後1日以内を目途に把握し、当会および当市の間で情報共有を行う。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	特に行わない。

■ 被害規模の目安と想定する応急対応の内容

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

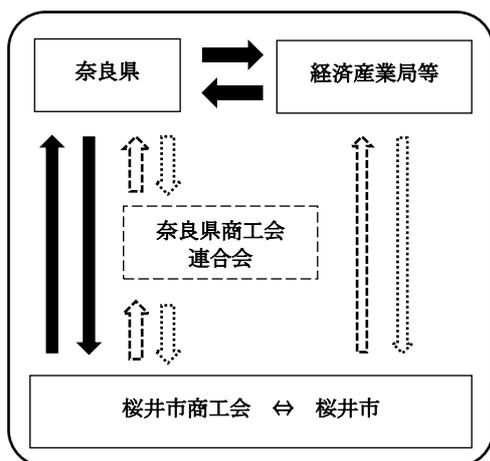
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

自然災害等の発生時において、地区内小規模事業者に係る被害情報の収集、報告および指揮命令を迅速かつ円滑に行うため、当会および当市は、あらかじめ次のとおり指示命令系統および連絡体制を構築する。

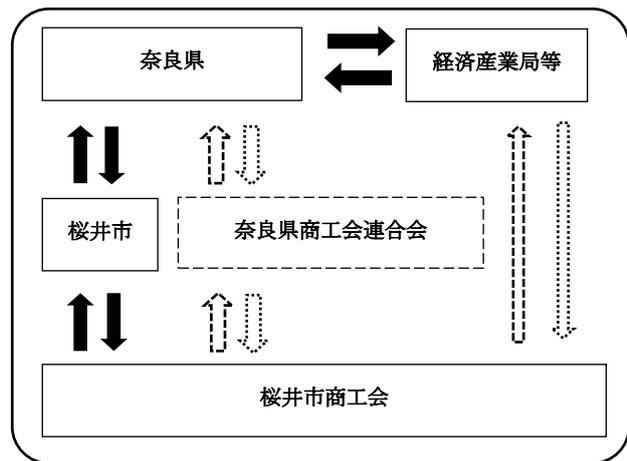
- ・ 発災時における被害情報の収集および報告については、地区内小規模事業者から当会への報告を基本とし、当会が情報を集約の上、当市と共有する体制とする。
- ・ 被災地域における活動の実施可否については、二次被害の防止を最優先とし、当会および当市が協議の上、安全が確保された場合に限り実施するものとする。
- ・ 当会および当市が共有した被害情報については、奈良県が指定する報告方法に基づき、当会または当市から県の商工担当部署へ速やかに報告する。
- ・ 感染症の流行時においては、国および都道府県等が示す方針および情報に基づき、当会および当市が共有した情報を、県の指定する方法により、当会または当市から県へ報告する。

<被害情報の報告の流れ>

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

自然災害等の発生直後における応急対策期間においては、地区内小規模事業者の事業継続および早期の経営安定を図ることを目的として、桜井市をはじめとする関係機関と緊密に連携し、次に掲げる支援を実施する。

- ・ 相談窓口の開設にあたっては、桜井市と協議の上、開設方法、設置場所および運営体制を決定するものとする。なお、国からの要請があった場合には、当会は速やかに特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口は、安全性が確保された場所に設置し、被災した小規模事業者が円滑に相談できる環境の整備に努める。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況について、事業所ごとの被災内容および事業活動への影響の程度を把握するため、必要な情報収集を行い、今後の支援策の検討に活用する。
- ・ 応急対策期間において活用可能な被災事業者向け支援施策（国、都道府県、市町村等が実施する各種施策）について、地区内小規模事業者等に対し、迅速かつ的確な情報提供および周知を行う。

- ・感染症の発生時においては、事業活動に影響を受けている、またはそのおそれがある小規模事業者を対象として、関係機関と連携し、必要な支援施策の案内、相談対応および相談窓口の設置等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

自然災害等による被災時においては、地区内小規模事業者の早期の事業再開および地域経済の円滑な回復を図ることを目的として、関係機関と連携し、以下の復興支援を実施する。

- ・国、奈良県および市町村等が実施する被災事業者向け支援施策について、関係機関との情報共有を密に行い、被災小規模事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供および周知を行う。
- ・奈良県が示す復旧・復興に関する方針および指針に基づき、地域の被災状況や事業者の実情を踏まえた復旧・復興支援の方針を整理するとともに、被災小規模事業者に対し、必要に応じた経営相談や各種支援制度の活用支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、当該地区の職員体制のみでは十分な対応が困難であると判断される場合には、他地域からの職員派遣や専門家による支援等について、奈良県をはじめとする関係機関に協力を要請し、支援体制の強化を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

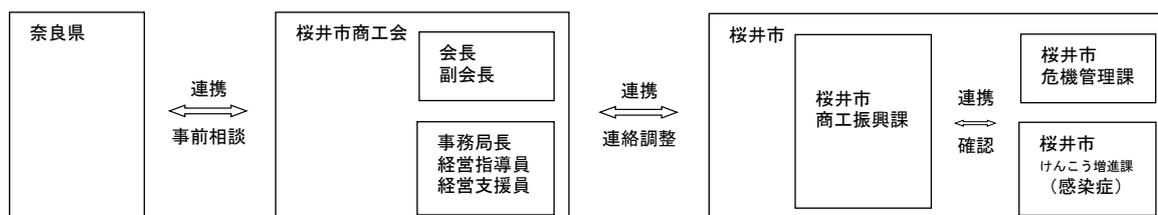
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制

(桜井市商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／桜井市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／桜井市商工会と桜井市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



① 県及び関係市町村との連携体制

- ・当会は、本市商工振興課および危機管理課と連携し、地域の実情を踏まえた自然災害等のリスク把握を行うとともに、事業継続力強化支援計画に基づく支援方針の検討および決定を目的として、関係者による連絡協議会を開催する。
- ・本計画の認定主体である奈良県と事前に協議および調整を行うことにより、県の施策との整合性を確保するとともに、地域の特性を十分に反映した実効性の高い計画の策定および運用を図る。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・当会は、市内を4地区に区分し、経営指導員3名および経営支援員2名からなる体制により、計画策定支援およびフォローアップを含む巡回指導等を実施する。
- ・各小規模事業者に対しては、主担当となる経営指導員を選定し、事業継続力強化計画の策定段階から実施後のフォローアップに至るまで、一貫した支援を行う体制を構築する。
- ・共済・保険制度への加入促進については、連携協定を締結している損害保険会社の専門家1名を活用し、セミナーおよび個別相談を組み合わせた支援体制により実施する。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・事業の実施状況および効果を客観的に把握・評価するため、事務局長1名、経営指導員3名、経営支援員2名からなる体制を構築する。
- ・本体制において、支援実績や取組状況等を定量的に整理・分析し、必要に応じて事業内容の改善や見直しを行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会は、経営指導員および経営支援員を対象とした研修会や勉強会等を定期的実施し、防災・減災、保険制度、リスクファイナンス等に関する専門知識の習得および最新情報の収集に努める。
- ・事業者に対する支援の質の向上を図り、事業継続力強化支援の実効性を高める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指

導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岡村 和彦（連絡先は後述（3）①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

当該経営指導員は、小規模事業者に対し、事業継続力強化支援計画の円滑かつ効果的な策定並びに着実な実施を図ることを目的として、巡回指導、窓口相談等の機会を通じ、次に掲げる事項について必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- ・本計画に定める各種取組について、企画立案から実行に至るまでの各段階において、事業者の経営状況や事業内容等の実情を踏まえた助言および支援を行うこと。
- ・本計画に基づく取組の実施状況について、進捗状況の確認および課題の把握を行うとともに、必要に応じて計画内容の見直し等に関する助言を行うこと。
- ・上記フォローアップについては、原則として年1回以上実施するものとする。

③ 広域経営指導員の当否

経営指導員 岡村 和彦は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

桜井市商工会

〒633-0063 奈良県桜井市大字川合 260 番地の2

TEL：0744-43-0131

E-mail：kanri@sakuraishoko.org

② 関係市町村

桜井市 まちづくり部 商工振興課

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1

TEL：0744-42-9111（内線 3651）

E-mail：syokou@city.sakurai.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・協議会運営費	15	15	15	15	15
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・専門家派遣費	180	180	180	180	180
・パンフ、チラシ作成費	25	25	25	25	25
・研修、訓練実施費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、桜井市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役社長 城田 宏明 〒100-8050 東京都千代田区大手町2丁目6番4号 ② あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者向けBCP策定セミナーの実施 ② 経営指導員向けBCP講習会の実施 ③ 小規模事業者向けツールの提供
連携して事業を実施する者の役割
① 小規模事業者向けBCP策定セミナーの実施 管内の中小企業・小規模事業者を対象に実施するBCP普及啓発セミナーにおいて、専門講師を派遣し、事業者BCPの重要性や策定手法について分かりやすく説明する。あわせて、事業者向けBCP作成ツールを提供し、円滑なBCP策定を支援する。 ② 経営指導員向けBCP勉強会の実施 当会経営指導員を対象にBCP勉強会を実施し、専門講師を派遣することで、BCPに関する基礎知識および最新動向の習得を図る。これにより、経営指導員が中小企業・小規模事業者に対し、実効性のあるBCP策定支援を行える体制を強化する。 ③ 小規模事業者向けツールの提供 経営指導員による中小企業・小規模事業者への巡回指導の際に、事業所立地に応じた自然災害等のリスクや、事業継続の観点からBCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)が必要であることを説明する。その際の補助資料として、損害保険会社等が提供する災害リスクや事業継続に関する資料を活用・提供し、事業者の理解促進と主体的なBCP策定の促進を図る。
連携体制図等